

令和 2 年 7 月

第 2 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 山崎 豊

川口市農業委員会事務局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和 2年7月29日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	農業委員会事務局 主任

第2回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第4号

下記について付議するため、7月29日(水)午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第2回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	1番 中田 晋一	2番 山崎 豊
4番 伊藤 勝博	5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江	7番 早船 輝明
8番 加藤 吉江	9番 小櫃 敏文	10番 中山 正二	

3 欠席農業委員

3番 茅野 和廣

4 出席推進委員

船津 新一 細田 敏雄

5 出席職員

事務局長 渡辺 裕 事務局次長 佐藤 文俊 農地係長 嶋田 健一
書記 松本 愛夢

6 委嘱書交付

松澤会長は、船津 新一委員、細田 敏雄委員に対し、農地利用最適化推進委員の委嘱書を交付した。

7 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

8 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、2番 山崎 豊委員を指名した。

9 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項5について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

10 議案の上程

(1) 許可申請の総括

1) 事務局は、許可申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

1) 議長は、第1号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は新井宿の女性から、北区の川田建設株式会社への期間3年6ヵ月の賃貸借の設定で、転用目的は駐車場及び仮設事務所への一時転用でございます。

申請地は、新井宿駅から北西に200mほどの所に位置した1筆、495㎡でございます。

譲受人は、昭和46年に設立し、関東を中心に主に橋梁の新設、補強、補修等を行っております。

このたび、首都高速道路株式会社から、西新井宿、安行吉岡交差点間の約2kmに渡って、首都高速川口線の耐震補強工事を譲受人が請負うことになり、駐車場及び仮設事務所を整備するための土地を探していたところ、工事現場に近接する土地所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

なお、本件は、工事完了まで一時的に使用する駐車場及び仮設事務所への転用であるため、工事完了後は速やかに農地に戻し、譲渡人に返却することから、一時転用として申請しております。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地から300m以内に新井宿駅があるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地は原則許可の区分となるため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、駐車場及び仮設事務所の整備は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、転用の妨げとなる権利者等もおりません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、工事の契約上で工期が定められていることから、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、駐車する車両台数や仮設事務所の規模から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場及び仮設事務所が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しな

いこととなっていますが、隣地との境界には既存コンクリートブロックと単管バリケードを設置し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「事務局の説明のとおりで、先日、貸主にお話を伺って申請地を確認してきましたが、周辺の農地に迷惑をかけるような転用ではありませんし、一時転用で、期間終了後は農地に戻す計画であり、問題ないと考えますので、ご審議の程お願いいたします。」

5) 議長は、第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

1 1 農地法関係以外の報告事項

- ・農業委員担当地区割について
- ・一般社団法人埼玉県農業会議の会員について
- ・地方自治法第121条第1項に基づく川口市議会への会長出席の嘱託について
- ・令和3年度県農地利用の最適化施策に関する意見について
- ・令和3年度農林関係税制改正に関する要望について

1 2 連絡事項

- ・農業委員会等に関する法律第14条の規定について
- ・農業委員会会議の出席調整について
- ・令和2年度農地パトロールの実施について
- ・令和2年度県内全域農作業事故調査について
- ・生産緑地の取得のあっせんについて

1 3 閉会

午前10時55分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第2回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和2年7月29日

議 長

Ⓜ

署名委員

Ⓜ

署名委員

Ⓜ